

## 令和7年12月市議会定例会提出予定案件

### (諮 問)

- 1 人権擁護委員推薦につき意見を求めるについて
- 2 人権擁護委員推薦につき意見を求めるについて

### (議 案)

- 1 茨木市職員旅費条例の全部改正について
- 2 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 3 茨木市里山センター条例の一部改正について
- 4 茨木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部改正について
- 5 茨木市議会議員及び茨木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 6 茨木市火災予防条例の一部改正について
- 7 茨木市忍頂寺スポーツ公園の指定管理者の指定について
- 8 町及び字の区域並びに名称の変更等について
- 9 令和7年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第4号）

### (報 告)

- 1 令和7年度上半期大阪府茨木市財政状況報告について
- 2 令和7年度上半期大阪府茨木市下水道等事業業務状況報告について
- 3 令和7年度上半期大阪府茨木市水道事業業務状況報告について

諮問第6号	人権擁護委員推薦につき意見を求めるについて	【人事課】
-------	-----------------------	-------

- 前委員 田村 義則  
たむら よしのり
- 任 期 令和7年6月30日退任  
初就任 平成29年7月1日就任 3期目（任期3年）
- 選任予定者

諮問第7号	人権擁護委員推薦につき意見を求めるについて	【人事課】
-------	-----------------------	-------

- 現委員 畠山 真悟  
はたけやま しんご
- 任 期 令和8年6月30日任期満了  
初就任 令和5年7月1日就任 1期目（任期3年）
- 選任予定者

○ 国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴う所要の改正

・主な改正内容

①旅費の計算等に係る規定の見直し

ア 旅費を実費弁償とするため、旅費の種類・内容を次のとおり改正

・定額で支給する宿泊料について、実費額（上限付）を支給する宿泊費に改正

・昼食代等として支給する日当について、宿泊を伴う場合の一夜あたりの諸雑費として支給する宿泊手当に改正

・移動と宿泊が一体となった旅費を対象に支給する包括宿泊費を新設

イ 鉄道料金に係る特急料金について距離規定（片道100km以上）を廃止し、利用実態に応じた支給に改正

②支給方法の見直し

・代理店等に直接支払うことを可能とする旨を規定

③適正な支出の確保

・規定に違反した場合、旅費の返納を求める旨を明記するほか、返納に代えて職員の給与から旅費相当額を差し引くことができる旨を規定

・施 行 日 令和8年4月1日

議案第64号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	【人事課】
○ 令和7年人事院勧告に基づく給与改定等の実施に伴う所要の改正		
・改正内容		
①給料表の改定		
平均改定率 +3.3%		
※会計年度任用職員については本条例を準用		
②期末手当の率の引き上げ		
ア 定年前再任用短時間勤務職員以外 +0.025月分		
令和7年度：6月：1.25月（改定なし）、12月：1.25月→1.275月		
令和8年度以降：6月：1.25月→1.2625月、12月：1.275月→1.2625月		
※会計年度任用職員については本条例を準用		
イ 定年前再任用短時間勤務職員 +0.025月分		
令和7年度：6月：0.7月（改定なし）、12月：0.7月→0.725月		
令和8年度以降：6月：0.7月→0.7125月、12月：0.725月→0.7125月		
③勤勉手当の率の引き上げ		
ア 定年前再任用短時間勤務職員以外 +0.025月分		
令和7年度：6月：1.05月（改定なし）、12月：1.05月→1.075月		
令和8年度以降：6月：1.05月→1.0625月、12月：1.075月→1.0625月		
※会計年度任用職員については本条例を準用		
イ 定年前再任用短時間勤務職員 +0.025月分		
令和6年度：6月：0.5月（改定なし）、12月：0.5月→0.525月		
令和7年度以降：6月：0.5月→0.5125月、12月：0.525月→0.5125月		
④通勤手当の改定		
自転車等の使用者に対する通勤手当について、現行の10km以上の距離区分（11区分）において、200円から7,100円の範囲で引き上げ		
・関係条例の一部改正（期末手当 +0.05月等）		
茨木市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例		
市議会議員の議員報酬等に関する条例		
特別職の職員の給与に関する条例		
・施 行 日　①・④　令和8年3月31日までの間において規則で定める日 (令和7年4月1日適用)		
②・③　令和8年3月31日までの間において規則で定める日 (令和7年12月1日適用)		
ただし、令和8年度以降の期末・勤勉手当については、 令和8年4月1日		

議案第65号	茨木市里山センター条例の一部改正について	【農林課】
<p>○ 指定管理業務を変更するための所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正内容 建物の老朽化に伴い、現施設における会議室等の利用を停止するにあたり、附則において、利用に関する規定を適用しない旨を追加</li> <li>・施 行 日 令和8年4月1日</li> </ul>		
<p>議案第66号 茨木市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部改正について</p> <p>【農林課】</p>		
<p>○ 農地利用最適化推進委員の定数を見直すための所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正内容 市内の農地面積に応じて定める農地利用最適化推進委員の定数について、農地面積の減少に伴い、定数を7人から6人に改正</li> <li>・施 行 日 令和8年7月20日</li> </ul>		
議案第67号	茨木市議会議員及び茨木市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	【選挙管理委員会事務局】
<p>○ 公職選挙法施行令の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改正内容 物価変動等に対応するため、公費負担となる選挙運動費用の限度額を引上げ            ①選挙運動用ビラの作成に要する費用 1枚当たり 7円73銭 → 8円38銭            ②選挙運動用ポスターの作成に要する費用 1人当たり  <math display="block">(541円31銭 \times ポスター掲示場数 + 316,250円) \div ポスター掲示場数 \times 作成枚数</math> <math display="block">\rightarrow (586円88銭 \times ポスター掲示場数 + 316,250円) \div ポスター掲示場数 \times 作成枚数</math> </li> <li>・施 行 日 公布の日</li> </ul>		

○ 国が示す標準火災予防条例の改正に伴う所要の改正

・主な改正内容

ア 林野火災の予防に係る規定を追加

・降水量が少ない等の条件を満たす場合に発令することができる林野火災注意報を新たに規定

・林野火災注意報の発令時において、区域内にいる者は可燃物附近での喫煙をしないなど、火の使用制限に努めるとともに、使用制限の対象となる区域を指定できる旨を規定

・林野火災に特化した火災警報を発令した際に、火の使用制限が必要な区域を指定できる旨を規定

イ 消防署長への届出が必要となる煙や炎を発するおそれのある行為に、たき火が含まれる旨を明記

・施 行 日 令和8年1月1日

議案第69号	茨木市忍頂寺スポーツ公園の指定管理者の指定について	【スポーツ推進課】
○ 施設の名称	茨木市忍頂寺スポーツ公園	
○ 指定管理者	東京都中央区新川一丁目21番2号 株式会社セントラルスポーツプラザ	
○ 指定の期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）	
議案第70号	町及び字の区域並びに名称の変更等について	10・11頁参照【都市政策課】
○ 地方自治法第260条第1項の規定に基づく、町及び字の区域並びに名称の変更等		
・区域の変更等		
【彩都東部地区】		
①大字福井、大字安威、東福井四丁目及び山手台一丁目の各一部を変更し、 「彩都もえぎ二丁目」を新設		
②大字佐保、大字福井、大字生保、大字大岩及び大字大門寺の各一部を変更し、 「彩都もえぎ四丁目、彩都あけばの一丁目」を新設		

○ 補正額 1,616,149千円（補正後 112,911,693千円 - 補正前 111,295,544千円）

〈歳 入〉

・市税	1,006,226千円
・地方特例交付金	△12,374千円
・地方交付税	63,041千円
・国庫支出金	88,400千円
・寄附金	116,413千円
・繰越金	234,843千円
・市債	119,600千円

〈歳 出〉

・人件費	1,316,001千円
・物件費	22,871千円
・補助費等	88,864千円
・投資的経費	188,413千円

・繰越明許費補正

(追加) 道路維持事業	28,000千円
(追加) 道路簡易舗装事業	30,000千円
(追加) 小学校維持管理事業	28,600千円
(追加) 小学校營繕事業	25,947千円
(追加) 中学校維持管理事業	40,623千円
(追加) 中学校營繕事業	18,466千円

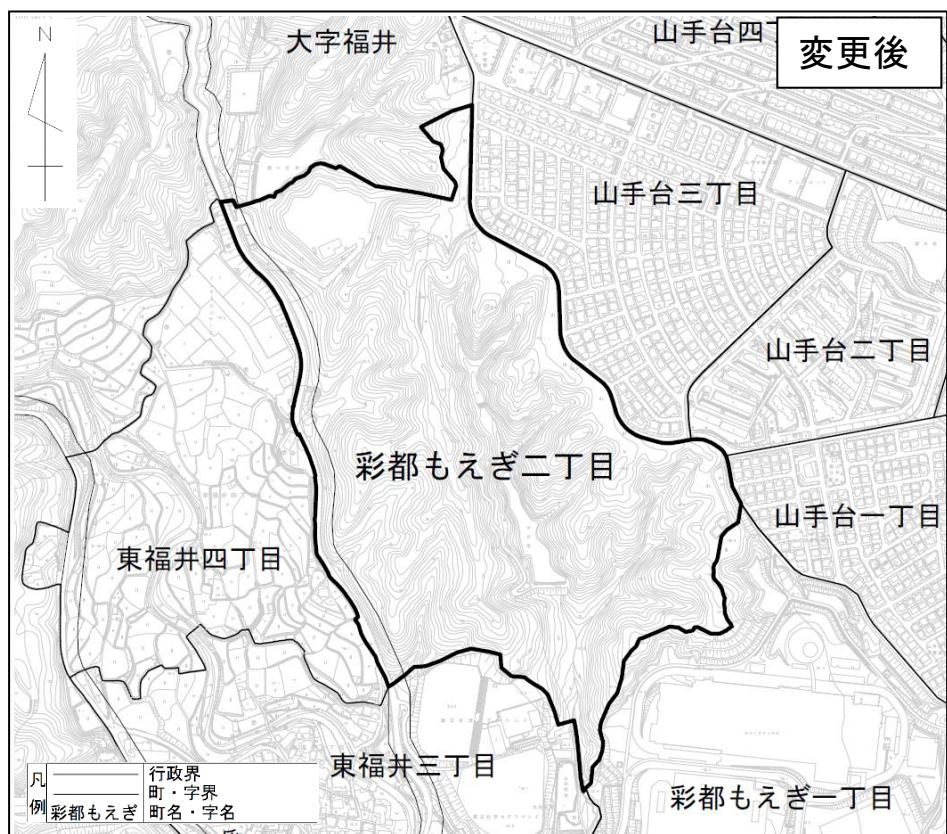
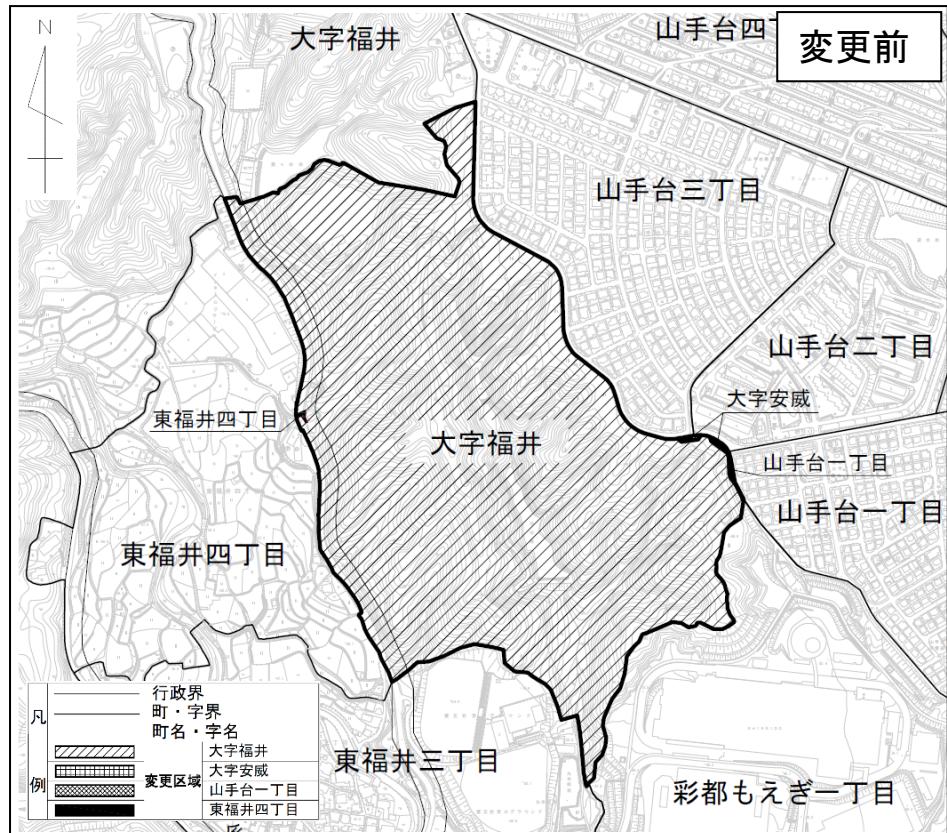
・債務負担行為補正

(追加) 忍頂寺スポーツ公園指定管理料	360,000千円
(追加) 学童保育室整備事業（西河原学童保育室）	32,574千円
(追加) 学童保育室整備事業（中津学童保育室）	37,998千円

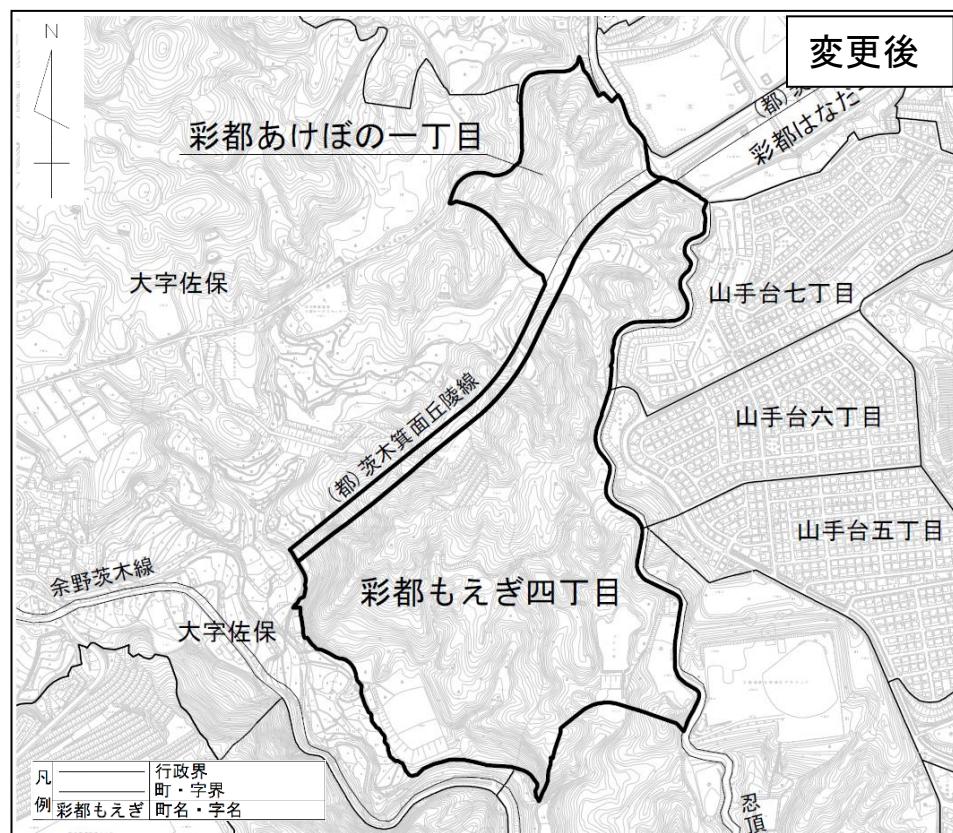
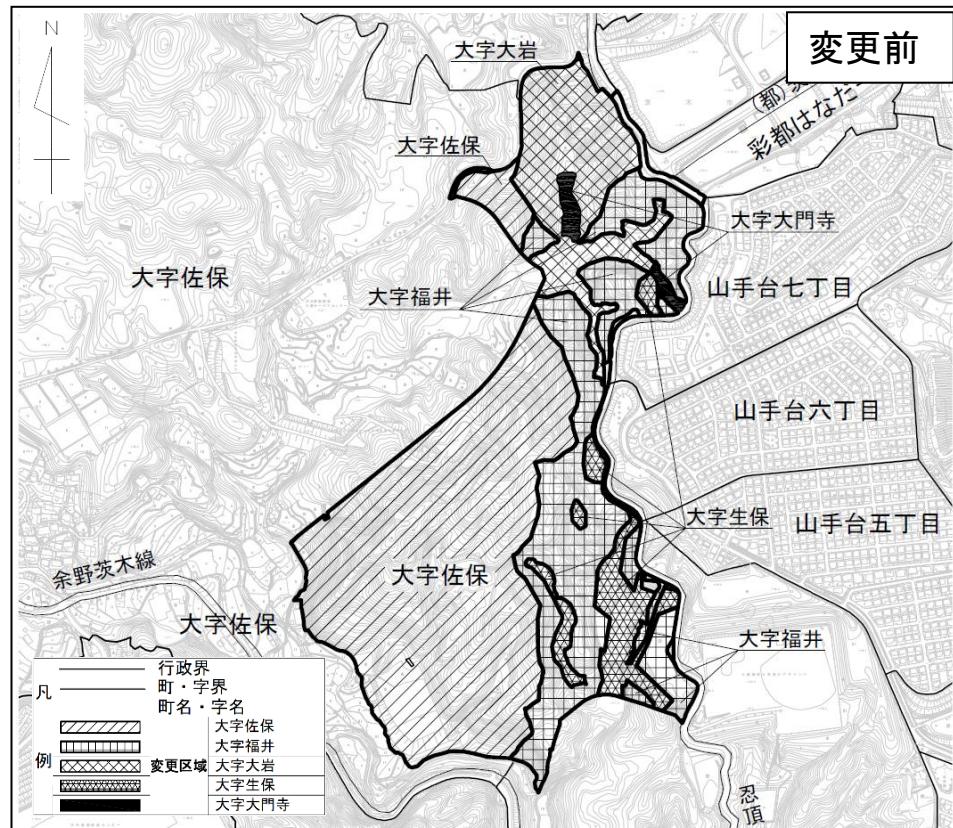
報告第23号	令和7年度上半期大阪府茨木市財政状況報告について	【会計室】
○ 令和7年9月30日現在の財政状況の報告		
報告第24号	令和7年度上半期大阪府茨木市下水道等事業業務状況報告について	【下水道総務課】
○ 令和7年9月30日現在の業務状況の報告		
報告第25号	令和7年度上半期大阪府茨木市水道事業業務状況報告について	【水道総務課】
○ 令和7年9月30日現在の業務状況の報告		

## 区域図

①彩都もえぎ二丁目



②彩都あけぼの一丁目、彩都もえぎ四丁目



令和7年度一般会計補正予算(第4号)総括表

(歳 入)

(単位:千円)

款	予算額	左 の 内 訳		備 考
		特定財源	一般財源	
1 市 税	1,006,226		1,006,226	個人市民税
10 地方特例交付金	△ 12,374		△ 12,374	地方特例交付金 定額減税減収補てん特例交付金 △35,835 23,461
11 地 方 交 付 税	63,041		63,041	普通交付税
15 国 庫 支 出 金	88,400	88,400		新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金
18 寄 附 金	116,413	20,000	96,413	一般寄附金 消防車両・機器整備事業寄附金 96,413 20,000
20 繰 越 金	234,843		234,843	純繰越金
22 市 債	119,600	119,600		道路整備債 小学校校舎整備債 中学校校舎整備債 86,400 15,900 8,500
補 正 額 A	1,616,149	228,000	1,388,149	
補正前の予算額 B	111,295,544	43,950,462	67,345,082	
補正後の予算額 A + B	112,911,693	44,178,462	68,733,231	

令和7年度一般会計補正予算(第4号)総括表

(歳 出)

(単位:千円)

款	予算額	消費的経費				投資的 経費	その他の 経費
		人件費	物件費	扶助費	補助費等		
1 議会費	329	329					
2 総務費	317,477	311,001	7,156		△ 680		
3 民生費	324,155	339,666	△ 16,655		1,144		
4 衛生費	136,007	47,607			88,400		
5 労働費	267	267					
6 農林水産業費	6,782	6,782					
7 商工費	4,545	4,545					
8 土木費	240,996	110,766	6,230		124,000		
9 消防費	146,781	126,781			20,000		
10 教育費	438,810	368,257	26,140		44,413		
補正額 A	1,616,149	1,316,001	22,871		88,864	188,413	
補正前の予算額 B	111,295,544	20,409,064	24,358,467	36,438,445	9,762,746	5,752,496	14,574,326
補正後の予算額 A + B	112,911,693	21,725,065	24,381,338	36,438,445	9,851,610	5,940,909	14,574,326

# 補正予算（第4号）の内容について

## 1 基本方針

安全・安心な保育・教育環境の充実に向けた整備を行うとともに、公共施設等の利用環境の早期改善を図るなど、行政ニーズ・行政課題等に対応した事業を追加する。

なお、年度内に完了しない事業について、繰越明許費を設定するとともに、学童保育室整備事業や指定管理料について債務負担行為を設定する。

## 2 内容

### （1）保育・教育環境の充実

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
保育環境等の充実		—	—	—
西河原・中津学童保育室の整備 【債務負担行為】 【学童保育課】	入室児童数の増加に対応するため、西河原及び中津小学校において、学童保育室の整備に向けた設計委託を行う。 <債務負担行為> 【期間】令和7年度～令和9年度 【限度額】70,572千円	—	—	—
教育施設の整備		127,249	33,200	94,049
小中学校トイレの洋式化等に向けた設計委託の実施 【繰越明許費】 【施設課】	教育環境の充実を図るため、老朽化した小中学校トイレを改修（洋式化等）するにあたり、設計委託を実施する。 委託【小】茨木、三島、耳原、東奈良 【中】三島、東雲 【財源：市債 24,400】	32,630	24,400	8,230
小中学校外周塀の改修 【繰越明許費】 【施設課】	安全・安心な教育環境の整備を図るため、小中学校の外周塀を改修するにあたり、設計委託を実施する。 委託【小】庄栄、西 【中】養精、西、太田 【財源：市債 8,800】	11,783	8,800	2,983
小中学校の屋上防水等の改修 【繰越明許費】 【施設課】	教育施設の早期改善を図るため、経年劣化がみられる屋上防水等の改修を行う。	69,223		69,223
小学校調理場における熱中症対策の推進 【施設課】	調理場環境の改善を図るため、小学校調理場のパントリー（食品庫）にエアコン等を設置する。	13,613		13,613

## (2) 公共施設等の利用環境の早期改善

(単位：千円)

事 業	内 容 等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
空調設備の改修等		3,798		3,798
公共施設の空調設備の改修等 【人権・男女共生課、社会教育振興課】	利用環境の早期改善を図るため、公共施設の空調設備の改修等を行う。 ・豊川いのち・愛・ゆめセンター、沢良宜いのち・愛・ゆめセンター、総持寺いのち・愛・ゆめセンター、茨木公民館	3,798		3,798
遊具等の改修		10,000		10,000
公園・児童遊園の遊具等の改修 【公園緑地課】	老朽化等により対応すべき箇所が増加したため、公園や児童遊園の遊具等の改修に係る修繕料を増額する。	10,000		10,000

## (3) 道路の老朽化対策

(単位：千円)

事 業	内 容 等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
道路の改修		124,000	86,400	37,600
道路工事に係る施工時期の平準化 【縁越明許費】 【道路課】	公共工事における施工時期の平準化を図るため、令和8年度早期に実施する道路維持や舗装の工事費を措置する。 工事 【財源：市債 27,000】	58,000	27,000	31,000
道路舗装等の改修 【道路課】	損傷・劣化等により、対応すべき箇所の増加に対応するため、道路舗装等の改修に係る工事費を増額する。 工事 【財源：市債 59,400】	66,000	59,400	6,600

## (4) 救急資機材の充実

(単位：千円)

事 業	内 容 等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
救急資機材の購入		20,000	20,000	
自動式心臓マッサージ器の購入 【警備課】	救急現場における救命率の向上を図るため、各分署に自動式心臓マッサージ器を配備する。 備品購入費 【財源：寄附金 20,000】	20,000	20,000	

## (5) 年度末までに不足する経費への対応

(単位：千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
ふるさと寄附金		44,951		44,951
ふるさと寄附金業務委託料の増額 【まち魅力発信課】	ふるさと寄附金の増加に伴い、返礼品対応等に係る委託料を増額する。	44,951		44,951

## (6) 繰越明許費・債務負担行為

(単位：千円)

事業	内容等	設定額
<b>繰越明許費</b>		
道路維持事業 【道路課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	28,000
道路簡易舗装事業 【道路課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	30,000
小学校維持管理事業 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	28,600
小学校營繕事業 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	25,947
中学校維持管理事業 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	40,623
中学校營繕事業 【施設課】	補正予算議決後の事業着手となり、年度内に事業が完了しないため。	18,466
<b>債務負担行為</b>		
忍頂寺スポーツ公園指定管理料 【スポーツ推進課】	忍頂寺スポーツ公園の指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 【期間】令和8年度～令和12年度 【限度額】360,000千円	360,000
学童保育室整備事業 （西河原学童保育室） 【学童保育課】	債務負担行為の期間及び限度額を設定する。 【期間】令和7年度～令和9年度 【限度額】32,574	32,574
学童保育室整備事業 （中津学童保育室） 【学童保育課】	債務負担行為の期間及び限度額を設定する。 【期間】令和7年度～令和9年度 【限度額】37,998	37,998